

## 牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱

令和2年12月28日付け2農畜機第5325号  
一部改正 令和3年 1月13日付け2農畜機第5498号

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食等向けの牛肉需要の減少が生じ、我が国国内の牛肉需給の緩和による国内牛肉相場の変動、ひいては国内牛肉産業への影響が懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、海外から我が国に陸揚げされた冷蔵牛肉を凍結して冷凍保管する取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の牛肉需給の安定に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成10年農林水産省令第103号）第1条において畜産業振興事業を行うものとして定める法人等のうち、以下のいずれかとする。

- 1 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- 2 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とし、かつ、定款において定める組合の地区が2以上の都道府県にわたる中小企業等協同組合
- 3 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とする一般社団法人又は一般財団法人

### 第2 定義

#### 1 牛肉

食用の牛の肉であって内臓肉（内臓、タン、ハラミ等）及び調製品（加熱、塩蔵、塩水漬け、乾燥、くん煙、味付け等を行ったもの）を除いたもの

#### 2 保税倉庫

関税法（明治32年法律第61号）第42条の規定に基づく保税蔵置場として税関長の許可を受けている倉庫（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けた者の倉庫及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業に係る都道府県知事の許可を受けた者の倉庫に限る。）

#### 3 凍結

冷蔵（凍らせることなく、通常0度付近まで温度を低下させること）された牛の肉を、凍結点以下に冷却し、牛肉全体を凍らせること

### 第3 事業の内容

事業実施主体は、事業参加者が1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、3に掲げる取組を自ら実施するものとする。

1 牛肉凍結支援事業

保税倉庫に所在する冷蔵牛肉の凍結を行う取組を支援する事業

2 牛肉保管経費等支援事業

1の事業により凍結された冷蔵牛肉を、保税倉庫で冷凍保管する取組を支援する事業

3 事業の推進指導

1及び2の事業の円滑な推進のために行う指導、調査等

#### 第4 事業の要件

1 事業参加者

事業の対象となる牛肉（以下「対象牛肉」という。）を自ら所有及び保管する食肉輸入事業者とする。事業参加者は、別紙様式第1号の牛肉需給安定緊急対策事業参加申請書に定める補助金返還に関する誓約に同意しなければならない。

2 対象牛肉

対象牛肉は、事業参加者が所有する牛肉であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、販売が困難となったもの又は販売が困難になると見込まれるものであること
- (2) 事業参加者により、令和3年1月1日から令和3年6月30日までに、冷蔵牛肉を関税法の規定に基づく税関長の許可を受けた上で保税倉庫において通関前に凍結されたものであること
- (3) 事業参加者により、対象牛肉を凍結した日から起算して、通關した日の前日までに1か月間以上冷凍保管されたものであること
- (4) 令和3年12月31日までに通關されたものであること

3 事業対象期間

第3の2の事業の適用は、対象牛肉を凍結した日から起算して通關した日の前日（令和3年7月31日の時点で通關していない牛肉については、令和3年7月31日）までに冷凍保管された期間とする。

#### 第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成等

事業実施主体は、事業の実施に当たり、事業参加者が第3の1及び2の事業を実施するのに要する経費について補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、第3の事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。

3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度～3年度とする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、事業実施主体が第3の事業を実施するために必要な経費につき、別表に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 補助金の交付手続等

### 1 事業実施計画の作成

- (1) 事業参加者は、事業の実施に当たり、別紙様式第1号の牛肉需給安定緊急対策事業参加申請書（以下「参加申請書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業参加者から提出された参加申請書を取りまとめの上、別紙様式第2号の牛肉需給安定緊急対策事業計画承認申請書（以下「計画承認申請書」という。）を作成し、理事長の承認を受けるものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)に基づき理事長の承認を受けた計画承認申請書の内容に、次の変更がある場合には、(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業費の30%を超える増減
- ウ 補助金の増加を伴う事業費の増

### 2 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第3号の牛肉需給安定緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 3 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号の牛肉需給安定緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 4 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第5号の牛肉需給安定緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 5 事業の実績報告

事業実施主体は、事業参加者から提出のあった事業の実績を取りまとめの上、自らの事業実績とともに事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第6号の牛肉需給安定緊急対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1 のただし書により申請をした場合において、第 7 の 5 の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額を補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1 のただし書により申請をした場合において、第 7 の 5 の事業実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 7 号の牛肉需給安定緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（それぞれの事業参加者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第 9 事業の推進指導

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第 10 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、本事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管する。また、その保存期間は本事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

## 第 11 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則（令和 2 年 1 月 28 日付け 2 農畜機第 5325 号）

1 この要綱は、令和 2 年 1 月 28 日から施行し、令和 3 年 1 月 1 日から適用

する。

- 2 この事業について、令和3年1月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第3号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和3年1月13日付け2農畜機第5498号）

この要綱の改正は、令和3年1月13日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 牛肉凍結支援事業	対象牛肉の凍結及び凍結に伴う価値低下相当額の一部	ロインに分類される牛肉：100円／kg以内（注1） ロイン以外の部位の牛肉：30円／kg以内（注2）
2 牛肉保管経費等支援事業	対象牛肉に係る保税倉庫における冷凍保管に要する経費及び保管期間中の金利相当額の一部	1期当たり1円／kg (各月の1日から15日までを上期、16日から月末までを下期とする。)
3 事業の推進指導	事業実施主体が本事業の円滑な推進のために行う指導、調査等に要する経費	定額

(注1) ロインとは、通関時の統計品目番号が0202.30-010のものをいう。

(注2) ロイン以外の部位とは、通関時の統計品目番号が0202.10-000、0202.20-000、0202.30-020、0202.30-030、0202.30-090及び0206.29-020のものをいう。

別紙様式第1号

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業参加申請書

番 号  
年 月 日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

住 所

事業者名

氏名又は事業者の代表者

印

牛肉需給安定緊急対策事業に参加したく、牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7の1の（1）の規定に基づき、別紙の牛肉需給安定緊急対策事業に係る牛肉凍結及び保管計画書を添えて申請します。

なお、関係法令、要綱及び貴団体の指示を遵守するとともに、下記の事項のいずれかの事項に該当した場合、それまでに交付された補助対象経費について、その全部又は一部を速やかに返還することについて同意します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、販売が困難となったもの又は販売が困難になると見込まれる牛肉以外の牛肉について申請を行った場合
- 2 その他要綱に定める規定に反する行為があった場合

経営概要

- 1 業態
- 2 事業者名
- 3 代表者氏名
- 4 担当者氏名
- 5 住所
- 6 連絡先
- 7 振込先口座番号

## 別紙

## 牛肉需給安定緊急対策事業に係る牛肉凍結及び保管計画書

## 事業参加者名

## 1 輸入冷蔵牛肉販売計画

(単位：トン)

冷蔵牛肉の 保税倉庫へ の入庫予定 重量 (注1)	輸入冷蔵牛肉の 国内販売予定重量				新型コロナによる輸入冷蔵牛肉の 販売減少見込み重量				前年同月にお ける輸入冷蔵 牛肉の冷凍実 績重量
	外食 向け	小売 向け	その他 向け	計	外食 向け	小売 向け	その他 向け	計	
令和 年 月									
令和 年 月									
令和 年 月									
合計									

(注1) 販売計画に重大な変更（①事業の中止又は廃止、②事業費の30%を超える増減に繋がる変更、③補助金の増加を伴う事業費の増に繋がる変更）があった場合は、事業参加者は事業実施主体に対して変更した計画書を提出すること

(注2) 計画変更時又は実績報告時には、変更の理由を記載すること

## 2 凍結及び保管計画

凍結予定期	原産国名	対象牛肉 部位名	対象牛肉重量 (当該月に凍 結し、冷凍保 管を行う冷蔵 牛肉) (注 1)	対象期数 (注2)	牛肉凍結支援 料	保管料	合計
			① (kg)	② (期)	ロイン： ①×100 円/kg  ロイン以外： ①×30 円/kg	②× 1 円/kg	③+④
令和 年 月計							
令和 年 月計							
令和 年 月計							
合 計							

(注1) 対象牛肉重量は、1で記載した販売減少見込み重量の範囲内とする。

(注2) 対象期数は、凍結予定期が属する期から通関した日の前日が属する期までの合計の期数を記入する。

別紙様式第2号

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業計画（変更）承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年度において、牛肉需給安定緊急対策事業を下記のとおり実施（変更）したいので、牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱第7の1の（2）（又は（3））の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業実施計画書」のとおり

3 添付書類

（1）定款

（2）最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

（注）変更の場合は、1の「事業目的」を「変更の理由」に書き換えるものとし、事業の内容は、変更前と変更後が比較できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。また、添付書類については、計画承認申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業実施計画書

1 牛肉凍結支援事業及び牛肉保管経費等支援事業

事業参加者	対象牛肉 部位名	対象牛肉重量  ① (kg)	対象期数 (注)  ② (期)	牛肉凍結支援  ロイン： ①×100 円 /kg	保管料  ①×②×1 円 /kg  ④ (円)	合計  ③+④  (円)
				③ (円)		
合計						

(注) 対象期数は、凍結日が属する期から通関した日の前日が属する期までの期数を記入する。

2 事業の推進指導

費目	金額	積算
合計		

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、費目ごとに金額の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

令和 年度において、牛肉需給安定緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱第7の2の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構	その他 ( )	
1 牛肉凍結支援事業	円	円	円	
2 牛肉保管経費等 支援事業				
3 事業の推進指導				
合 計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、備考欄にその委託先を記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月

令和 年 月 ~ 令和 年 月

別紙様式第4号

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった牛肉需給安定緊急対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 別紙様式第3号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった牛  
肉需給安定緊急対策事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によ  
り支払われたく、牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱第7の4の(2)の規定に基づ  
き請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が  
明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

別紙様式第6号

令和 年度牛丼需給安定緊急対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団体名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあつた牛丼需給安定緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、牛丼需給安定緊急対策事業実施要綱第7の5の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式は、別紙様式第3号の別紙の「牛丼需給安定緊急対策事業実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区分	交付決定		事業実績			既概算払受領額 ⑥	差引精算払請求額 ⑦=④-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 ( ) ⑤		
1 牛丼凍結支援事業	円	円	円	円	円	円	円
2 牛丼保管経費等支援事業							
3 事業の推進指導							
合計							

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

別紙様式第7号

令和 年度牛肉需給安定緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定のあった  
牛肉需給安定緊急対策事業補助金について、牛肉需給安定緊急対策事業実施要綱第8  
の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま  
す。 (返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額

(令和〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇〇号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料